

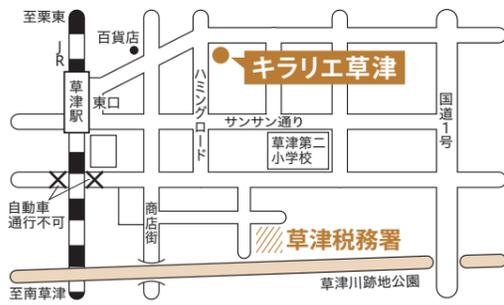
自宅での申告ができない人に 会場での申告方法

両会場とも混雑状況によっては、16時前に受付を終了することがあります。
土・日曜日、祝日は申告相談を受け付けていません。
会場での密を避けるため、できるだけ自宅での申告をお願いします。

所得税の申告

今年から会場が草津税務署からキラリエ草津に変わります！

- 所①キラリエ草津(大路二) ②大津税務署(大津市)
- ①平日9時～17時(受付16時まで)
- ②2月20日(日)・2月27日(日)9時～17時(受付16時まで)
- 他・車での来場はできるだけ控えてください
- ・3月2日(水)は、マイナンバーカードの申請受付(持ち物不要。初めてマイナンバーカードを取得する人のみ対象)も行います。カードの受け取りは、申請から約1、2カ月後に市役所にお越しいただきます



市・県民税の申告、一部の所得税の申告

所 市役所2階 特大会議室

- ① 平日9時～17時15分(受付16時まで)
- 他・予約制ではありません
- ・申告期間中、税務課(1階)では申告相談を受け付けません
- ・車での来場はできるだけ控えてください
- 日程 左記日程以外での相談も可能ですが、混雑回避のためご協力ください

地区	とき
矢倉、渋川、老上、老上西	2月16日(水)、2月24日(木)、 3月7日(月)、3月11日(金)
南笠東、山田、常盤	2月17日(木)、2月25日(金)、 3月8日(火)、3月14日(月)
玉川、笠縫、笠縫東	2月18日(金)、2月28日(月)、 3月3日(水)、3月15日(火)
志津、志津南、草津、大路	2月21日(月)、3月1日(火)、 3月4日(金)、3月10日(木)
指定なし	2月22日(火)、3月2日(水)、 3月9日(水)

市ホームページに当日の混雑状況をリアルタイムで掲載しますので、ご確認ください。



持ち物

- ① 筆記用具(ボールペン)や計算器具
- ② 収入金額が分かるもの(給与・公的年金などの、源泉徴収票や支払調書など)
- ③ 控除する額が分かるもの(生命保険料控除証明書、健康保険料の金額が分かるものなど)
- ④ 障害者控除を受ける人は、障害者手帳や療育手帳など
- ⑤ 医療費控除を受ける人は、医療費控除の明細書(必ず明細書を作成し、持参)
- ⑥ 寄附金控除を受ける人は、寄附金の受領書(領収書)または寄附金控除に関する証明書
- ⑦ 所得税の還付を申告する人は、振込口座が分かるもの(本人名義に限る)
- ⑧ 個人番号(マイナンバー)確認書類と本人確認書類(運転免許証など)
- ⑨ 前年分の申告書の控えや税務署からのお知らせハガキなど、利用者識別番号が分かる書類(持っている人のみ)

次の人は、市役所会場では申告ができません
草津税務署主催会場でご申告してください

- ・住宅借入金等特別控除を受ける
- ・令和2年分以前の確定申告をする
- ・提出済みの確定申告を提出する
- ・収支内訳書の内容を相談したい
- ・不動産や株式などの譲渡所得がある
- ・青色申告をする
- ・亡くなった人の申告をする
- ・確定申告書の控えに受付印が必要
- ・申告分離課税を選択した配当所得がある
- ・1月1日時点で、草津市に住民票がない

今年から
税務署会場
へお願い
します

- ・事業所得(営業等、農業)がある
- ・不動産所得がある



新型コロナウイルスの感染拡大防止のために ご協力をお願いします

草津市役所で申告書の作成・相談を希望する人へ

1. マスクを持参し、会場内での着用をお願いします。
2. 来庁当日、自宅で検温をお願いします。
発熱がある場合は、来庁を控えてください。
また、会場への入場者全員に検温を実施します。
3. 会場に設置している消毒液で、手指の消毒をお願いします。
4. 密集や密接を避けるため、待合室に設置する椅子の数に限りがあります(40席程度)。そのため、会場入口であらかじめ、相談開始予定時刻をお知らせします。待合室への入場は、その1時間前からとします。
5. 1～4の内容にご協力いただけない人や体調の悪い人(発熱や咳などの症状のある人)は、相談をお断りしますのでご了承ください。



市・県民税(住民税)に関するお願い

確定申告書を提出する前にご確認ください

次に該当する人は、確定申告書第二表の「住民税・事業税に関する事項」(A様式の場合は、「住民税に関する事項」)に必ず記入してください。

- ① 16歳未満の扶養親族がいる人
- ② 配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額がある人
- ③ 特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部を申告不要とする人
- ④ 給与・公的年金などに係る所得以外(令和4年4月1日時点で65歳未満の人は給与所得以外)の所得に係る住民税の徴収方法を選択したい人
- ⑤ 寄附金控除や寄附金税額控除がある人

○ 配偶者や親族に関する事項 (20～23)

氏名	個人番号	続柄	生年月日	障害者	国外居住	住民税	その他			
		配偶者	明・大昭・平	障	特障	国外	年調	同	別居	順整
			明・大昭・平・令	障	特障	国外	年調	16	別居	順整

○ 住民税・事業税に関する事項

住民税	非上場株式の少額配当等	非居住者の特例	配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額	特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要	給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法 特別徴収 自分で納付	都道府県、市区町村への寄附 (特例控除対象)	共同基金、日赤その他の寄附	都道府県条例指定寄附	市区町村条例指定寄附
	円	円	円	円	○	○	円	円	円	円